

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
56	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

坂出市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを確認し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

坂出市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法および坂出市介護保険法条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格の取得・喪失・異動等に関する事務 ②要介護・要支援認定に関する事務 ③被保険者の受給者・給付実績の管理に関する事務 ④各種給付の取得区分の判定に必要な要件の情報照会 ⑤介護保険料の賦課・徴収・滞納整理に関する事務 ⑥介護保険料の減免・徴収猶予に関する事務 ⑦被保険者証等の交付・再交付 ⑧保険者事務共同処理事務
③システムの名称	介護保険システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 伝送通信ソフト 収納・滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①資格管理ファイル ②認定申請管理ファイル ③受給者・給付実績管理ファイル ④納付管理ファイル ⑤宛名管理ファイル ⑥介護保険料賦課・収納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の100の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 ■情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 かいご課 市民生活部 税務課
②所属長の役職名	かいご課長 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	坂出市 総務部 総務課 行政・法制管理係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	坂出市 健康福祉部 かいご課 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5090 坂出市 市民生活部 税務課 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5004
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査 [O] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険システムへのアクセスが可能な職員は、ICカード認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員を設定することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月10日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117の項 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第47条	■情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第59条の2の3 ■情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 93、94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条	事後	
令和5年7月10日	I 5.評価実施機関による担当部署 ①部署	総務部 税務課	市民生活部 税務課	事後	機構改革による
令和5年7月10日	I 8.特定個人情報ファイルに関する問合せ	坂出市 総務部 税務課	坂出市 市民生活部 税務課	事後	機構改革による
令和7年10月29日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠		番号法第9条第1項 別表の100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	法改正に伴う修正等
令和7年10月29日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第59条の2の3 ■情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 93、94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条	■情報提供の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 ■情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項	事後	法改正に伴う修正等
令和7年10月29日	IV 8.人手を介在させる作業 根拠の判断		十分である 下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更による項目の追加
令和7年10月29日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更による項目の追加
令和7年10月29日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策 根拠の判断		十分である 介護保険システムへのアクセスが可能な職員は、ICカード認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員を設定することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による項目の追加